

建設工事請負契約にかかる前金払制度の運用変更について

南国市建設工事請負契約にかかる前金払制度の運用変更について、平成27年6月1日以降の公告・指名通知分から以下のとおり適用いたします。

○現在の取扱い

請負金額 500 万円以上 前 金 払 : 請負金額の 10 分の 4 以内
中間前金払 (前金払後) : 請負金額の 10 分の 2 以内

◎今後の取扱い

請負金額 200 万円以上 前 金 払 : 請負金額の 10 分の 4 以内
中間前金払 (前金払後) : 請負金額の 10 分の 2 以内

※前金払制度をご利用になる場合は保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金 (中間前払金) 保証契約が必要です。

なお、契約保証につきましては、従来どおり請負金額500万円以上の工事請負契約において必要です。

平成 27 年 6 月 1 日 財政課長